- 1. 件 名:「リサイクル燃料貯蔵株式会社による使用済燃料貯蔵施設保安規 定変更認可申請に係るヒアリング(6)」
- 2. 日 時: 令和5年2月27日(月) 16時30分~16時50分
- 3. 場 所:原子力規制庁 10階会議室(TV会議により実施)
- 4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

核燃料施設審査部門

松本企画調査官、田中管理官補佐、尾崎安全審査官、川村安全審査専門職、田口技術参与

- リサイクル燃料貯蔵株式会社 赤坂常務取締役 他15名
- 5. 自動文字起こし結果:別紙のとおり ※音声認識ソフトによる自動文字起こしによるものであり、誤りを含む 場合があります。
- 6. 提出資料なし

時間	自動文字起こし結果
0:00:02	それでは、ただいま、2月27日、0ですから、心斎橋た保安規定に関わ
0.00.40	るヒアリングを開催さしていただきます。
0:00:12	そう。慶長の田仲です。本日のヒアリングについてですけれども、先週
0:00:22	2月20日のヒアリングにおきまして規制庁側からお伝えした。 3点ほどの指摘事項ございましたんでそちらに対してのRFSからの対
0.00.22	る点はこの指摘事項こといよしたのでであらに対してのRF3からの対 応方針等についての
0:00:31	関田さん、回答いただくというふうにしてございます。
0:00:35	レベルはこちらまで認識よろしいでしょうか。
0:00:41	はい大丈夫です。
0:00:45	それでは早速ですけれども、
0:00:48	条文ごとに対してご回答いただいて、まず 15 条についてですけれど
0.00.50	も、15条の方についてこちらの
0:00:58	指摘に対しての方針のご説明をお願いいたします。
0:01:04	はい。RFS補佐の高橋でございます。15条につきまして、先日です
	ね、こちら引き継ぎについて書いている条文でございますけども、引き
0:01:17	継ぎ事項の具体がわかるように、
0.01.17	期待することということについてお話をいただきました。我々につきましては保安規定において、下部規定とのセットといいましょうか、
0:01:29	
0:01:32	申請させていただいておりました。その後ですねいただきましたお話に
0.01.02	ついて、現状でも我々下部規定の中でも読めると思いますが、
0:01:45	発電炉ですとか、再処理事業、また廃棄物管理事業ですね、こちらにつ
	いての保安規定も確認しつつですね、社内で検討させていただきまし
	て、
0:01:57	補正でですね、修文することを検討してございます。今、現時点で考え
	ている内容ちょっと口頭になりますがお伝えさせていただきますと、
0:02:06	第 15 条については、
0:02:08	貯蔵GMは、貯蔵管理日誌、
0:02:14	を確実に引き渡すとともに、
0:02:17	監視の状況を、
0:02:19	的確に申し送ると、こういうような表現で、今、検討を始めておりま す。
0:02:28	補正で対応することを考えております。
0:02:31	ということについて以上でございます。
0:02:35	経過のタナカです。すいませんもう一度ちょっと最後にもう具体的にこ
	んなことをしているところ、ゆっくり説明していただけますでしょう
	か。
0:02:45	わかりました。すいませんゆっくりということでもう一度申し上げます
0.00.50	と、ちょっと、
0:02:52	貯蔵GMは、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:56	貯蔵管理日誌、
0:03:01	確実に、
0:03:04	引き渡すとともに、
0:03:10	安心の
0:03:12	状況を、
0:03:15	的確に、
0:03:16	申し送る。
0:03:19	という表現を検討案として挙げて、今、
0:03:24	考えているところです。
0:03:26	いかがでしょうか。形状のタナカです。どうもありがとうございまし た。はい。
0:03:34	すいません。2 級以上の方、いかがでしょうか。はい。続きまして 21 条 につきましても、ある程度本社のタカハシの方から、
0:03:44	ご回答させていただきたいと思います。こちら 21 条は使用済み燃料を収納した金属キャスクの受け入れ確認という他、サブタイトルでの消火タイトルの方をつけております。
0:03:57	条文でございますけれども、こちらについて、我々ですね、キャスクを 篠塚福尾貯蔵区域に貯蔵する場合には、
0:04:06	使用済み燃料を収納した金属キャスクについて使用前事業者検査に合格 したものであることを確認すると、貯蔵GMの業務として記載しており ました。こちらにつきまして、
0:04:16	し、金属キャスクを直接シーズンする貯蔵架台についても、障害事業者 検査の合格を確認する趣旨について明確にわかるようにしては、
0:04:26	す、するようにという趣旨のご趣旨のコメントをちょうだいいたしました。こちらにつきましても、我々ですね、こちらの方、金属キャスクの 受け入れ確認という
0:04:40	ねらいを入れております通り貯蔵GMがまず一番やらなきゃならないこととしまして、
0:04:46	引き取ったですね、金属キャスク引き取る金属キャスクがちゃんと所定 の検査を合格していることということを確認するということをここで述 べるというのを主題に記載し、また具体については、
0:04:59	下部規定でも、もちろんす。
0:05:02	定めてですね、運用していくというセットで考えておりました。こちら につきましてもですね、同様にちょっと社内でいただいたコメントを検 討させていただきまして、貯蔵金田についても、
0:05:14	もともと使用前事業者検査合格を確認してから貯蔵するというのはもと もと業務としてありますので、いただいたコメントを取り入れさせてい ただく方向で、
0:05:24	考えております。ちょっとこの条文長いので途中から申しますとです ね、
0:05:30	先ほど申した通り、金属キャスクを貯蔵区域に貯蔵する場合は、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:36	使用済み燃料を収納した金属キャスク、ここまで同じで、そこの後ろ に、及び貯蔵架台についてと、ちょ、及び貯蔵がないという言葉を追加 するという、
0:05:48	ことで表現できるのじゃないかなと思って検討しているところでござい ます。以上です。
0:05:55	北野タナカです。
0:05:58	あれ、
0:05:59	方向性の方審議会いたしました。ありがとうございます。ちょっとだけ 補足させていただきます。我々は使用前事業者検査っていうことで事前 に見るというのはすべて7章の方ですね、施設管理でしょうか。
0:06:13	でしたかね、そちらの方でもちろんフォローしており、4章というのは 貯蔵管理ということで、貯蔵するときの事前の前提として、金属キャス クの使用前事業者検査合格をかけると、貯蔵時の仕事として入れて、
0:06:28	おるという趣旨は、あまり変わってないんでございますが、繰り返しに なりますが、ちょっと伺いが適切であることも確認内容として当然あり ますので、今回、
0:06:38	いただきましたコメントについて検討した結果として、貯蔵架台も、津山確認行うことをこの 21 条において記載する方向で考えることとさせていただきました補足でございます。以上です。
0:06:53	規制で求めます。ありがとうございます。
0:06:55	最後にある 65 条、こちらいかがでしょうか。
0:07:03	あれ変数むつの植野でございます。
0:07:06	第 65 条、(1) の記載のところでございますけれども、前回のヒアリングで 1 ヶ月に 1 回の線量管理だけで、緊急作業従事者の
0:07:19	線量管理をするように読めてしまうというところ。
0:07:24	がありました。
0:07:27	ロ、第65条の(1)のところは評価の話と、あと被ばく線量の管理の話が記載してございまして、
0:07:39	ちょっとこの文章をトイレ入れ替えることを検討したいと思います。
0:07:46	第 65 条の(1)のところで、まず実効線量及び等価線量を表 65。
0:07:56	に定める項目及び頻度、これが 1 ヶ月に 1 回ってことですけれども、これは
0:08:02	電離則の九条から来てますけれども、
0:08:05	ぜひ評価すると、1ヶ月に1回評価する。
0:08:09	そのあとの、
0:08:11	法令に定める線量限度を超えないように、被ばく線量の管理を実施する。
0:08:18	ここの、被ばく線量の管理っていうのは、1ヶ月に1回っていうわけではなくて、もっと短い頻度での管理をやっていくと。
0:08:30	線量限度を超えないような管理をやっていくっていう、そういう意味合いでございますので、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:37	そうしたときに、
0:08:39	ちょ、
0:08:40	今の文書の並びでも読めるんですけれども、
0:08:44	例えばこの表 65 に定める項目及び頻度の 1 ヶ月に 1 回っていうのが、
0:08:51	後段の被ばく線量の管理の方までかかってしまうっていうふうに、
0:08:56	読んだ、読む方がいらっしゃると、と誤解を
0:09:01	与えることにもなるかなっていうことで、趣旨としてはその被ばく線量の管理っていうのは 1 ヶ月に 1 回っていうわけではないっていうことを、
0:09:12	明確にするために、あと文書を入れ替え、
0:09:17	いうことを考えたいと思います。
0:09:19	ちょっと今から 00 で読み、土肥。
0:09:24	こういう文言でどうかっていうところをちょっと読まさせていただきたいと思います。
0:09:31	緊急作業従事者の緊急作業に従事する期間中の、
0:09:37	実効線量及び等価線量が、法令に定める線量限度を超えないように管理 するとともに、
0:09:48	表 65 に定める項目及び頻度に基づき評価する。
0:09:54	例えばちょっとこういうように文章を入れ替えて、
0:10:00	被ばく線量の管理の日と頻度っていうのが 1 ヶ月に 1 回と、読まれないようにしたいというふうに、
0:10:09	考えたいと思います。
0:10:11	以上です。
0:10:16	田中です。一応念のための確認なんですけれども、この両括弧 1 を二つに分けるのではなくて、まずはこの法律を超えない被ばく制御の管理を実施するが先に来てそのするとともに、
0:10:33	この表6条に定める項目及び頻度分析評価をするっていうことで、
0:10:39	前後を入れ替える。
0:10:42	たっていうことでよろしいでしょうか。
0:10:46	あ、あれヘイスウむつの植野です。今はそのように考えておりますけれども、今田仲さんおっしゃられたように、1ヶ月に1回評価するっていう話と、
0:10:58	被ばく。
0:11:00	被ばく線量の管理を実施するっていう話を文を二つに分けるっていうそ ういう考え方も
0:11:08	あろうかとは思います。
0:11:11	以上です。
0:11:16	規制庁の取り外し少々お待ちください。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:33	規制庁渡瀬お待たせいたしました。
0:16:36	要は先ほど植野さんの方から、
0:16:41	ペーパーを
0:16:43	提示いただいた就労の方で、我々のガイドする方向に補正されるという ことが理解できました。
0:16:53	ですのであと今後
0:16:57	他の案件とも合わせて補正の方を進めていただく予定の方の検討を進めていただければと思っております。
0:17:06	最後に1点こちらの方からちょっとお伝えしたいことがございます。
0:17:11	現在もこのその審査の方針等を審査チームで検討しておりまして、これ から部門内での
0:17:19	教えた方針についてのレビューがあります。そのの中でまた何かありま したら、改めて
0:17:26	コメントとしてお伝えすることがあるかと思いますが、審査会合、西坂 薮以降お伝えしたコメントの方につきましては、
0:17:34	アレスの方で、コメント内容等ポイント内容に向けた対応方針というも のをコメントリストのような形でですね、
0:17:43	整理して準備をしていただければと思っております。
0:17:50	具体的にはそのまとめていただくコメントリストの方ですね。
0:17:55	別件で行政側で受けました非常に応答スペクトルを生まれた浙江員の 方、こちらの方は 14 目安に、
0:18:05	平成を考えてらっしゃるということを
0:18:08	広井宗さんに伺っておりますので、それまでには一応、こちらの方の総 合判定の方の5年間の方の、
0:18:16	を整理していただいてご提出いただきたいなと思っており、
0:18:21	あれさよろしいでしょうか。
0:18:31	ベース本社の高橋でございます。
0:18:37	お話ありがとうございます私どもですね、3月中旬ないし3月下旬と申しましょうかね。とにかく年度内ということで申請の準備をしているところでございます。
0:18:50	ちょっと、おそらく、ちょっと3月の
0:18:53	後半という、終盤というのをちょっと目途に、ちょっと動いているところでございます。補足でした。はい。
0:19:03	以上でございます。はい、救急の田仲です。ということじゃ施行人の申 請の前までにはそれはこちらからも十分余裕を持って、
0:19:13	追加のコメントがあればお伝えしますけれども、それとあわせて、コメントリストに内容と対応方針、
0:19:21	についてまとめていただければと思います。
0:19:23	のでよろしくお願いいたします。
0:19:29	はい。アレスミヤザキです。はい、コメント。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:19:36	うん。まとめたものを準備したいと思います。
0:19:41	聞いてないです。
0:19:43	よろしくお願いいたします。
0:19:44	どうぞ。規制庁側から本日お伝えすることと確認したいことは以上です けど、あれその他何かございますでしょうか。
0:20:04	六つ御社の方は特にありません。
0:20:10	IRS東京特にございません。以上です。
0:20:14	規制庁の田仲です。
0:20:16	それでは本日のヒアリングの方は終了させていただきます。
0:20:20	どうもありがとうございました。
0:20:23	どうもありがとうございました。

<sup>※1</sup> 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。

<sup>※2</sup> 時間は会議開始からの経過時間を示します。